

( 整理番号 0216 )

令和2年度 栃木地方最低賃金審議会

第2回栃木県電子部品等製造業最低賃金専門部会 議事要旨

公 開

開催日時	令和2年10月5日(月) 10時00分～12時05分					
出席状況	公 益 代表委員	出席3人	労働者 代表委員	出席3人	使用者 代表委員	出席3人
		定数3人		定数3人		定数3人
主要議題	1 関係労使からの意見聴取について 2 金額改定について 3 その他					
議事録・議事要旨	議 事 要 旨					
<p>1 関係労使の意見聴取について 最低賃金法第25条第6項による関係労使からの意見聴取及び実地視察について、専門部会の労使それぞれの委員が意見を述べることにより意見聴取に代え、実地視察については、労使それぞれの委員が当産業の代表として推薦されていることから、これを行わないことを議決した。</p> <p>2 金額改定について (1) 労働者代表委員の見解及び主張 ア 取り巻く環境としては、6月時点の政府の「月例経済報告」において、景気の基調判断を「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により極めて厳しい状況にあるが、下げ止まりつつある。」としているし、感染症対応のための一連の経済財政政策のうち、支出が直接的に実質GDPを下支え・押し上げる効果を6.4%程度と試算している。また、直近の10月1日に発表された日銀短観の業況判断指数では、大企業製造業は前回から7ポイント改善し、中小企業製造業は1%ポイント改善し、2020年に入ってから景況感悪化に歯止めがかかっているとしているが、先行きの回復ペースは緩慢になるとの予測もあり、厳しい環境が続くと見られるとしている。</p> <p>国の政策では、先日発足した菅新内閣において、2021年度にデジタル庁を新設する方針で、各種サービスやインフラ等のデジタル化を進めるとの方針が出されるなど、電機産業の「人」「モノ」「技術」「ソリューション」が、これからの経済や社会基盤そして人々の日常生活において、今後ますます重要になっている。一方で、労働者を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染拡大という前例のない事態の中で、労働者は、これまで経験したことのない様々な不安やストレスを抱え、感染リスクと闘いながら、日々の業務や生産活動に献身的に取り組んでいる。そして、各企業の経営者も日夜様々な努力を、雇用の維持や確保に全力を尽くしていることも十分理解している。この未曾有の危機を労使一体で乗り越えていくことが大切であり、そのためにも、電機産業で働く全ての労働者に対する前向きなメッセージとなる賃金の底上げが求められていると考える。</p> <p>電機産業の従業者数は、全国平均で製造業全体の約15%を占めており、電機産業は我が国における主要産業であると考えている。栃木県の状況としては、県</p>						

内製造業に占める従業者数は14%強、製造品出荷額は16%強、生産額は15%強となっており、隣接県である茨城県や群馬県と比較すると依然として高い割合を示しており、電機産業が県内経済及び北関東圏において重要な役割を担っている実態にある。また、付加価値額においては、22%強と全国及び隣接県を大きく上回っており、この一人当たりの生産性の高さに見合った賃金の改善が不可欠である。また、新型コロナウイルス感染拡大をきっかけに、社会のデジタル化に対する期待が高まっている。そして、第4次産業革命と呼ばれIoT やビッグデータ、ロボット、人工知能(AI)などの急速な発展を受けて、電機産業として、これらの技術・社会状況の動向を見極め、電機産業が持つ高品質なもののづくり技術や情報産業技術などの強みを生かし、新たな価値を生み出していくことが期待されている。

特定最低賃金は、「付加価値の適正循環」における適正配分の実現に向けた機能を持っており、産業の健全な発展において重要な役割を担っている。そして、年齢や業務を特定した当該産業の「基幹的労働者」の最低賃金であり、地域別最低賃金より相対的に高い水準の確保が不可欠で、そのことが電機産業の持続的発展と魅力、優秀な人材の確保につながるものとする。また、同一労働同一賃金推進法の主旨を踏まえ、雇用形態にかかわらず待遇差の解消を図るための機能として、ますます重要になっている。

ウィズコロナにおける感染防止策と経済活動の両立が必要で、その中での労働者の生活防衛も重要であり、そしてアフターコロナにおいて、日本経済を持続的な成長に導くためには、継続的な賃上げにより、個人消費の拡大、企業収益の回復そして成長へと導く「経済の好循環」を実現していくことが求められている。そのためには、「生活不安」「雇用不安」「将来不安」といった3つの不安要素の払拭に向けて、働く者全ての賃金の底上げが必要である。併せて電機産業の競争力を高め、刻一刻と変化する様々な課題を乗り越え、持続的発展を続けていくためには、それを成し遂げる「人への投資」が重要である。

電機連合は、毎年総合労働条件改善闘争において、企業内のミニマム賃金の引上げと、未組織労働者を含めた電機産業で働く全ての労働者の賃金の底上げ、公正処遇確立に向け、最低賃金の引上げに取り組んでいる。2020年闘争においても、多くの組合において、産業別最低賃金(18歳見合い)は1,000円の引上げを図り164,000円となり、高卒初任給は3,000円の引上げとなった。

法定電機最低賃金が、引き続きその社会的役割と機能を果たし続けることが重要であり、電機連合統一闘争の成果を電機産業で働く全ての労働者に波及させていく必要がある。

旨を主張した。

イ 本来、早期に目指したいのは1,000円である。

昨年は、早期に1,000円を3年で達成させるとの考え方から、37円の引上げを当初に提示した。すると今年は2年でとなり45円となるが現実味がない。3年で1,000円としても30円となり、これでは昨年までの政府による年率3%引上げとの考え方ならよいが、今年のコロナ禍や中央・地域別最賃の状況を踏まえると難しいと考える。しかしながら、早期に1,000円との考え方は非常に重要であるため4年で1,000円の引上げを段階的に目指したい。

したがって、1,000円から現行の特定最低賃額910円を差し引き、その差引額90円を4年で割ると22.5円になるので、23円の引上げを提示した。

ウ 今春闘において、電機連合は高卒初任給の水準を引き上げることを重視してきた。結果、今年は3,000円の引上げとなり、月額で168,000円と大幅に引き上げられた。引上率は1.76%であり現行の特定最低賃金910円にその1.76%を掛けると16.01円になることから、16円の引上げを提示した。

エ 電機連合の春闘結果の産業別最低賃金（18歳見合い）が1,000円引上げとなった。これを時間換算すると9.08円となる。二桁の重みを重視しこれを切り上げ、本日の最終提示として10円の引上げを提示された。

カ 次回審議となった。

(2) 使用者代表委員の見解及び主張

ア 新型コロナウイルス感染症拡大によって、日本経済はこれまで経験したことのない危機的な状況に直面している。緊急事態宣言や地方自治体による休業要請等は大規模な需要喪失をもたらし、電機関連業の事業者にも多大な影響を及ぼしている。緊急事態宣言の解除後もその爪痕が大きく残っており、いまだコロナ禍前の状態に戻っていない。とりわけ経営基盤の脆弱な中小零細企業に甚大な影響を与え続けており、大企業においても厳しい状況にある。

電機業界については、2000年代後半から、半導体での韓国のサムスン電子、家電では中国の美的集団など、アジア企業の台頭が起り、日本を含めた先進国の電気メーカーへの影響が大きくなった。また、以前より人口減少による日本市場の縮小と新興国の市場拡大の影響で、電機メーカーの海外進出が進んだ。電機業界では、これまでの人員整理・赤字部門の撤退などを推し進め、ようやく実を結び始めたころ、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が猛威をふるい始めた。また、コロナ禍以前からも、原料費や輸送費の高騰、消費税の増税、相次ぐ法改正による人件費上昇により、経営コストが上昇し続けている。今後、米中間の関税摩擦問題で先行きが不透明な中、業績もコロナ禍以前には戻らず、政府の支援を受けて従業員を守っている、特に中小零細企業にとってはかなり厳しいとしか言えない。

今、特定最賃を決めるに当たって優先されるべきことは、「事業の継続」と「雇用の維持」である。企業としては、賃金と雇用の両立させることが重要であるが、この厳しい状況の中で雇用のことを考えれば、極力、人件費を抑えなければならない。

雇用調整助成金、持続化給付金、特別融資などを使い、事業の存続をかけて必死の対応に迫られている、中小零細企業の雇用維持に向けた努力に対して水を差すことのないよう、中小零細企業の厳しい状況を考慮し、今年度の審議に臨むべきである。

旨を主張した。

イ 最低賃金の影響を大きく受ける中小零細企業においては、同一労働同一賃金が来年4月から始まる。電機産業はパートタイム労働者を多く雇用しており、人件費増は避けて通れない状況にある。

電機産業は現行の特定最低賃金近傍で働く方が多く、労働集約的な中小零細企業が多いこと、賃金上昇分を価格転嫁できない交渉力の弱い企業が多い点などを考慮すると、最低賃金の引上げが大きな影響を及ぼすことが目に見えている。

人件費を下げては賄えない企業もあり、コロナ禍で下請けとなる中小零細企業の財務内容が厳しく、高齢化の進行に伴い退職金負担や設備投資なども足かせになっている。これらの状況から、据え置き0円を提示した。

ウ 5月の緊急事態宣言以降において、企業は厳しい状況に置かれている。

総務省が10月2日に公表した8月の労働力調査では、就業者数は前年同月に比し75万人減っている。最低賃金の引上げに影響が大きい非正規職員は、5月が61万人減少、6月は104万人減少、7月は131万人減少、8月は120万人減少となっている。また、失業に至っていないものの、仕事を休む休業者数が216

万人と高水準になっている。この状況は、年末に向け懸念される。  
企業の存続と雇用の維持のためにも、最低賃金は据え置く必要があり、据え置きが妥当と主張した。

エ 他県の状況を踏まえると 10 円の引上げは大きく現実的ではない。  
最低賃金を審議するにあたり、中小零細企業がおかれている状況からすると、現時点においては据え置きが妥当と主張した。

オ 次回審議となった。

3 その他  
特になし。